

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔の機能が全身の健康、介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究所等で実証されており、また国民医療費の節減にも効果があることが「8020運動の実績」で実証されています。

そして多くの国民は、歯科医療について保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいます。

しかし現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が縮小されています。

2008年4月改定では、歯科分野の基礎的技術評価が引き上げられたとはいえ、わずかな財源で十分な評価とはなっていないうえ、安価報酬で患者を長期に継続管理していくことを歯科医療機関に求めるものとなっています。

また、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っています。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく、国民医療費の節減にも逆行することにもなりかねません。

以上の点から、歯科医療従事者が歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、良く噛める入れ歯が提供できるなど、良い歯科医療が行えるよう、また、患者が安心して良い歯科受診ができるよう次の事項の実現について強く要望を致します。

記

1. 患者窓口負担を軽減すること。
2. 良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。
3. 安全で普及している歯科技術を保険がきくようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月18日

宮城県東松島市議会
議長 佐藤富夫

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 江田五月様
内閣総理大臣 鳩山由紀夫様
財務大臣 藤井裕久様
厚生労働大臣 長妻昭様